

災害共済給付ナビ

「名簿更新」のお知らせ …p.1、2

【災害共済給付に関するお知らせ】

災害共済給付請求に係る実地調査について
「損害賠償災害報告書」の提出はお済みですか？ …p.3

事故防止に関する動画掲載ページのご紹介 …p.4

【特集】

過去事例と同種の事故を絶対に起こさないために
～過去の事故発生事例・裁判例を知ることの重要性～ …p.5、6

災害共済給付オンライン請求システム

ユーザID・パスワードの取扱いに関するご注意とお願い …p.7

vol.

04

令和6年3月号



「名簿更新」のお知らせ

年度末になり、新年度に向けての準備を進められていると思いますが、本号では、令和6年度の契約更新（日本スポーツ振興センター（JSC）では「名簿更新」といいます。）について、ご説明します。

災害共済給付契約の継続のための手続きとして、毎年度、**名簿更新の手続きと共済掛金の支払い**が必要となります。学校（園）の皆様は、設置者の指示により、必要な手続きを行ってください。名簿更新前に確認していただく事項については、次ページをご覧ください。

★名簿更新とは・・・

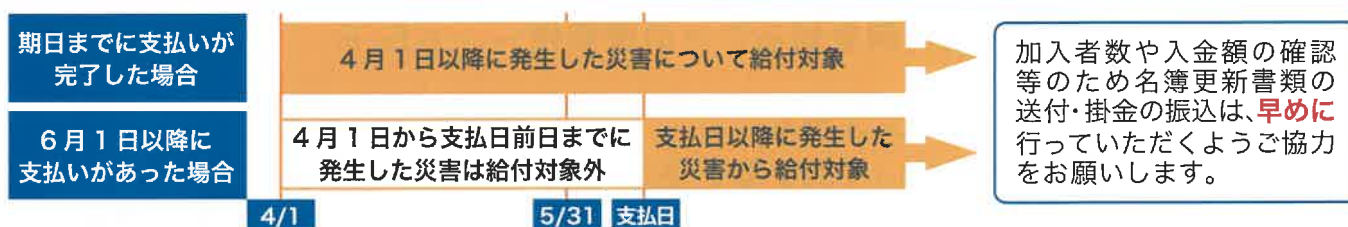
卒業（園）者や新入学（園）者があるため、新年度にあたり、災害共済給付契約に係る児童生徒等の名簿を更新することが必要となります。この手続きを「名簿更新」といいます。

「名簿更新」は、**5月1日現在において在籍する児童生徒等の数**に基づき、手続きを行います。

5月1日から5月31日までの期間内に名簿更新に必要な書類をJSCに送付し、共済掛金を振り込むことにより、名簿更新の手続きが完了します。

● 注意 ●

令和6年5月31日までに手続きが全て完了した場合に限り、令和6年4月1日以降に発生した災害について給付対象となります。**支払期限に遅れた場合、共済掛金支払日前日までに発生した災害は給付対象になりません。**



名簿更新の手続きの流れ

4月中旬以降にJSCから設置者に名簿更新関係の書類が届く。

保護者の同意が得られた令和6年5月1日現在の加入者数を確定する。

名簿更新書類を作成する。
5月20日(月)までにご提出くださるようお願いいたします。

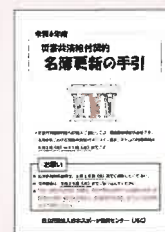
※ 災害共済給付オンライン請求システムは、5月1日から手続きが可能となります。

共済掛金を振込先口座に振り込む。
5月24日(金)までにお振り込みくださるようお願いいたします。

※ 令和5年度中途加入者の共済掛金も併せてお振り込みください。

名簿更新完了

名簿更新に係る事務手続きについては、**4月中旬以降**に各設置者宛てに送付する「災害共済給付契約名簿更新の手引」をご確認ください。また、4月中旬に名簿更新に係る関係書類をJSCホームページに掲載いたしますので、併せてご確認ください。



(イメージ)

(内容は毎年更新されます。必ず最新年度版をご確認ください。)

災害共済給付制度への加入は保護者の同意が必要です！

災害共済給付制度への加入にあたっては、保護者の同意が必要となります。

JSCホームページの「様式ダウンロード」のページに「災害共済給付制度」のお知らせと加入同意書の参考例を掲載していますので、ご活用ください。

なお、加入同意書の参考例のように特記事項を記載することにより、初回の同意後、当該校（園）に在籍中は、災害共済給付制度に加入することに同意したものとなります。（例：災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。）

お忘れでは
ないですか？

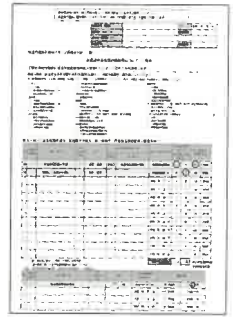
名簿更新前の確認事項 ①

令和5年度 転入学等の通知の提出

令和5年度の契約・名簿更新後に転入・新規入学(園)等により追加加入となった児童生徒等がいる場合は、「年度途中の名簿の追加等について」*を担当地域部署(裏表紙参照)へ提出してください。当該児童生徒等が転入前に未加入の場合は、令和6年度の名簿更新時に令和5年度分の掛金を併せてお支払いいただくことになります。

契約・名簿更新後に転入・新規入学(園)等があった場合は、転入・新規入学(園)した日の翌月の10日までに「年度途中の名簿の追加等について」*を担当地域部署へ報告していただくことになっています。

*様式及び記入方法は、JSC ホームページの「様式ダウンロード」に掲載しています。



名簿更新前の確認事項 ②

法人名、経営母体、学校種の変更や 管内の学校(園)の増設、統廃合等の報告

特に保育所等は
ご注意ください

法人名、経営母体、学校種の変更や学校(園)の増設、統廃合等がある場合は、災害共済給付オンライン請求システムの登録内容の変更が必要となります。

次の項目に当てはまる場合は、以下の二次元コード又はURLにて手順をご確認の上、Web申請をしてください(災害共済給付オンライン請求システムを利用していない設置者であっても、申請が必要となります。申請様式はJSCホームページの「様式ダウンロード」に掲載しています。)

- 法人名・経営母体が変わった場合
(例:〇〇法人→××法人、公立→私立等)
- 登録している学校分類が変わった場合
(例:幼稚園→認定こども園)
- へき地学校の級別に変更がある場合
(例:3級地→2級地)

『**学校・設置者情報
変更申請**』
をしてください。

- 学校(園)が統合される又は廃校となる
学校(園)がある場合

『**学校統廃合処理申請**』
をしてください。

- 継続加入の手続きを行わない場合(閉校(園)
する、令和6年度以降加入をやめたい等)

『**ユーザID停止申請**』
をしてください。

- 増設の学校(園)がある場合

事前確認書類等の提出が必要となります。
担当地域部署(裏表紙参照)へご連絡ください。

各申請方法については、次の
二次元コードからご確認
いただけます！



https://www.jpnspport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/saigai_kyosai/system/202311_WebApplication/03_202311WebApplication.pdf

名簿更新前の確認事項 ③

災害共済給付オンライン請求システムの ユーザID・パスワードの確認

いま一度ご確認
ください！

名簿更新時に、災害共済給付オンライン請求システムにログインするためのユーザID・パスワードに関する問い合わせを多くいただいております。そのため、令和6年度のお手続きに向けて、**ユーザID・パスワードの確認をお早めにお願ひします。**

※名簿更新の手続きで使用するユーザID・パスワードは、設置者用です。

※ユーザID・パスワードがご不明な場合は、裏表紙の「災害共済給付オンライン請求システム ユーザID・パスワードの取扱いに関するご注意とお願ひ」をご確認ください。

◆◆ 名簿更新の手続きは、災害共済給付オンライン請求システムから行ってください ◆◆

災害共済給付請求に係る実地調査について

● デジタル技術を活用した実地調査の実施

JSCは災害共済給付金の支払請求に対する審査において、必要に応じて、JSC職員が学校・保育所等へお伺いして、関係者と面談等の方法をもって実地において調査(以下「実地調査」という。)を行っております。

この実地調査について、令和5年12月21日より、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(以下「業務方法書」という。)を変更し、デジタル技術を活用して実地調査を実施することができる規定を追加しました(業務方法書第28条に第2項を追加)。

■業務方法書第28条

※赤字・下線箇所を追加

第28条 センターは、災害共済給付に係る給付金の支払の請求があったときは、支払請求書について書類審査により給付金の支払額を決定するものとする。ただし、必要に応じ、請求者又は当該請求に係る児童生徒等の在学する学校の校長その他の関係者から、必要な資料、報告の提出若しくは説明を求め、又はセンターの職員をして実地に調査させるものとする。

2 前項ただし書の規定による資料等の提出若しくは説明又は調査は、デジタル技術を活用して実施することができる。

引き続き、実地調査につきまして、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「損害賠償災害報告書」の提出はお済みですか？

免責特約制度

学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害について設置者の賠償責任が発生した場合において、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)が災害共済給付を行うことにより、その価額の限度において設置者の賠償の責めを免れさせるものです。設置者は、JSCから支給を受けた額の範囲内で損害賠償の責めを免れることとなった場合、「損害賠償災害報告書」によりJSCへ報告することとなっています。

免責された場合はJSCに報告が必要です！

提出したかな？



学校・保育所等の管理下の災害について、設置者に損害賠償責任が発生したら、担当地域部署(裏表紙参照)へお電話ください。

報告書の提出の必要があるかもしれません。



事故防止に関する動画掲載ページのご紹介

STEP 1 災害共済給付Webトップページの「動画集」をクリック

研修で使える事故防止の資料は何かないだろうか…

そのまま活用できる動画の資料があるよ！



STEP 2 視聴したいカテゴリをクリック



こちらから左のページにアクセス可能

場面別のカテゴリから選べます！



STEP 3 動画をクリックして視聴開始

掲載動画を一部ご紹介…

【セミナーアーカイブ】

令和4年度に開催したスポーツ庁委託事業のオンラインセミナー動画を掲載しております。

(取扱テーマ：熱中症の予防、障害予防、事例・判例から考える事故予防等)

再生回数107万回超！

【運命の5分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～】

心停止のサインである心室細動と死戦期呼吸についてCGとドラマで分かりやすく表現しています。

また、心肺蘇生とAEDの使用の必要性を認知させる構成となっています。

令和6年1月に開催した小学校・幼稚園・保育所等向けのセミナー動画も公開中！



【特集】

過去事例と同種の事故を絶対に起こさないために

～過去の事故発生事例・裁判例を知ることの重要性～

はじめに

学校での体育活動中に、大小様々な事故が発生しています。各競技の指導に関わる皆さまにおかれましては、過去にご自身でも事故を経験していないか、たまたま事故には至っていないがヒヤリ・ハットした経験はないか、この機会にいま一度思い返していただきたいと思います。その上で、こうしたご自身の経験を踏まえ、危険を回避するための具体的な方策を考え、現実実施できているか、自分に厳しい目で改めて点検していただきたいと思います。

「予算がない」「時間がない」といって「何も対策をしない」のではなく、予見できる危険、回避できる危険について、「できることをできる範囲でやっておく」ことが極めて重要です。そうしておくことで、事故発生件数を減らすことができるでしょうし、不幸にして事故が発生してしまったとしても、その被害を小さくとどめることができるはずです。また、万が一、指導者や学校側の法的責任が問われるような事態になってしまったとしても、負わされる責任を軽減することにつながります。

事故が裁判にまで発展し、指導者や学校側に大きな法的責任が認められる典型例は、過去に同種の事故を見たり聞いたりしている、あるいは、少し考えれば容易に予想できた危険について、「自分のところには事故は起きないであろう」と漫然と放置し、できる範囲の対策すら怠っていたケースです。裁判では、当事者の法的責任の有無・程度を判断するにあたって、何に注意してどのようにしておけば事故を防ぐことができたのか、あるいは、発生した事故の被害を小さくとどめることができたのか、といったことが検討されます。したがって、過去の裁判例は、どのようにしておけば法的責任を負わされないか、という観点だけでなく、将来同種の事故が起こらないようにするためにはどのようにしておけばよいか、という観点からも、非常に参考になります。

今後の事故防止に参考になりそうな裁判例を、以下にご紹介します。

指導者や学校側の法的責任が肯定された事例だけでなく、法的責任が否定された事例も紹介していますので、ぜひ参考にしてください。



清水法律事務所
弁護士 溝内 健介

事例1 事故防止のための計画を立て、競技中にはケガ・事故に対して注意を払いましょう

● 事例の概要

小学4年生の男子児童が体育の授業として行われたミニバスケットボールの試合中に、他の児童の手が左眼に強く当たったことが原因で失明した事故について、担当教諭に過失は認められないとして**学校側の法的責任が否定された。**



● 裁判所の判断

担当教諭は、体育の授業としてミニバスケットボールを実施するにあたり、学習指導案を作成し、これに従って、まず春季の授業において、ミニバスケットボールのルール、特に相手方選手との身体接触によるファウルについて、指導、学習を行っていたのであるから、本件児童ら小学4年生の児童としても身体接触によるファウルについて、相当程度の理解を有していたものと認めるのが相当であり、本件事故当日の体育の授業において、同教諭がしたチーム編成、コートの使用法、授業運営等について、それ自体として特に相当でない部分は、見出し難く、そのような授業中、通常の方法で行っていた競技の最中に生じた本件事故について、担当教諭が体育の授業でミニバスケットボールを実施するに際し、競技中に生ずるおそれのある事故の発生を未然に防止すべき注意義務を、本件児童が主張するような趣旨で怠っていたと認めるべき証拠はない。

● 事故防止のポイント

事前に事故防止のための計画を立て、競技中にも相当程度の注意を払っていれば、結果として事故が発生してしまったとしても、学校側の法的責任が常に認められるわけではありません。

事例2 危険が伴う練習に対しては、具体的な事故防止の方法を示しましょう

● 事例の概要

高校2年生の男子生徒が水泳部の体育的部活動後の居残り自主練習の際、プールの飛び込み台から逆飛び込みをしてプール底に頭部を強打し傷害を負い、後遺障害が生じた事故について、水泳部の顧問教諭に過失があったとして**学校側の法的責任が認められた。**



● 裁判所の判断

課外の体育的部活動の居残り練習について、一般的には顧問教諭の立会による指導までは予定されていないし、そこまですべき義務はないというべきである。しかしながら、具体的状況の下で事故発生の危険性を予見することが可能な場合には、顧問教諭は、居残り練習の場合といえども練習に立ち会うか、それに代わる適切な措置をとるべきである。

● 事故防止のポイント

具体的状況の下で事故発生の危険性を予見することが可能な場合には、居残り練習の場合といえども、練習に立ち会って監督指導することが望ましく、そこまではできないとしても、危険な練習を禁止するか、少なくとも、事故防止のための方法を具体的に示して注意を促しておく必要があります。

事例3 生徒の能力に応じた、個別的で段階的な指導を心掛けましょう

● 事例の概要

高校生が体操部のトランポリンの練習中、宙返りに失敗して重傷を負った事故について、顧問教諭に過失があるとして**学校側の法的責任が認められた。**



● 裁判所の判断

体操競技の実技訓練を行う体育的部活動においては、部員である生徒各人の技の熟練の度合いが個々人で異なり、日々の段階的な練習が必要とされ、また、その試みる技の種目が高度なものになればなるほど、その危険性が高くなり、場合によっては死亡、重症事故を招く危険性がある。したがって、その危険性を防止するためには、指導担当教諭は、絶えず体育的部活動全体を把握して生徒の技の習得状況、熟練度に応じた技の練習をさせることにより、できるだけ危険を防止すべく綿密な実施計画を立て、これを生徒の状況に応じて実施するよう徹底させることが必要である。

● 事故防止のポイント

技の危険性が高く、また、技の熟練の度合いが個々人で異なる場合には、**生徒各人の技の習得状況、熟練度に応じた技の練習をさせる必要があります。**

ユーザID・パスワードの取扱いに関するご注意とお願い

例年、名簿更新時にユーザID・パスワードに関する問い合わせを多くいただいております。特に異動・退職時等は、適切な管理・引継ぎをお願いいたします。万が一ユーザID・パスワードが不明な場合は、速やかに下記の申請フォームから申請いただきますようお願いいたします。

▼▼▼「パスワード初期化及びユーザID再発行申請フォーム」でのお手続き▼▼▼

パスワード初期化及びユーザID再発行申請は、Web申請フォームより受け付けております。JSCホームページ「災害共済給付Web」の「災害共済給付オンライン請求システムについて」のページの「ID・パスワードを忘れたとき」から申請してください。

<https://www.jpnsport.go.jp/anken/saigai/tabid/1984/Default.aspx>

- 1 JSC ホームページ内の「ID・パスワードを忘れたとき」をクリックする。
- 2 フォームに必要事項を入力の上、申請する。



パスワード初期化及びユーザID再発行申請

パスワードの初期化、ユーザID再発行を行いますので、各所属の担当者に電話にてご連絡いただき、以下のフォームから申請してください。

ユーザID及び初期パスワードが不明な場合
申請時申請、JSCにてパスワードを初期化し、システムに登録されている電話番号に、お電話にて初期化完了のご連絡を申し上げます。その後、お手元のユーザID及び初期パスワードでログインしていただきます。

ユーザID及び初期パスワードのいずれかが不明な場合
申請後申請、JSCにてパスワードを初期化し、ユーザID及び初期パスワードが記載された通知書を、システムに登録されている住所先宛先に郵送いたします。

件名は所在の都道府県を選択してください。

※必須項目は必ず入力してください。

所属 検索

ユーザID (7桁) 半角英数字5桁で入力してください。
2. ユーザIDが不明な場合は入力が必要ありません。

初期パスワード (7桁) 半角英数字3桁で入力してください。
初期パスワードが不明な場合は入力が必要ありません。

学校・所属等から検索
代表者印鑑のアップロード

▼▼▼申請後の流れ▼▼▼

- ① 現行のパスワードが不明だが、ユーザID及び初期パスワードが分かる場合 → **初期化**
JSCにてパスワードを初期化し、システムに登録されている電話番号に、お電話にて初期化完了のご連絡を差し上げます。その後、お手元のユーザID及び初期パスワードでログインしていただきます。
- ② ユーザID・パスワードのいずれかが不明な場合 → **再発行**
JSCにてパスワードを初期化し、ユーザID及び初期パスワードが記載された通知書を再発行し、システムに登録されている送付先住所に郵送いたします。

【日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部地域担当窓口一覧】

担当課	担当地域	TEL	FAX	所在地
仙台業務推進課	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2106	022-264-7633	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
東京給付課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162	03-5410-9136	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階
	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163		
名古屋業務推進課	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-533-7821	052-562-0688	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
大阪業務推進課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6456-3601	06-6456-3666	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島業務推進課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2822	082-222-2827	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡業務推進課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8720	092-771-7763	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階

※お問い合わせ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）